

令和 8 年 10 月 20 日

組 合 員 各 位

いわて平泉農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 一則

共済規程の一部変更について、下記のとおり令和 8 年 8 月 28 日第 7 回理事会において議決しましたので、定款第 56 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、岩手県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

令和 9 年 4 月 1 日

以 上